

総合大雄会病院 施設基準に係る掲示



医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む） 及び6に掲げる手術件数

期間：令和6年1月から令和6年12月分

区分1に分類される手術

	件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	14
イ 黄斑下手術等	0
ウ 鼓室形成手術等	0
エ 肺悪性腫瘍手術等	60
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	45

区分4に分類される手術

	件数
胸腔鏡または腹腔鏡による手術	346

区分2に分類される手術

	件数
ア 鞣帯断裂形成術等	13
イ 水頭症手術等	75
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ 尿道形成手術等	4
オ 角膜移植術	0
カ 肝切除術等	0
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	11

その他の区分に分類される手術

	件数
人工関節置換術	126
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	36
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	30
経皮的冠動脈形成術	
急性心筋梗塞に対するもの	4
不安定狭心症に対するもの	12
その他のもの	40
経皮的冠動脈粥疊切除術	7
経皮的冠動脈ステント留置術	
急性心筋梗塞に対するもの	31
不安定狭心症に対するもの	27
その他のもの	88

区分3に分類される手術

	件数
ア 上顎骨形成術等	2
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ 母指化手術等	0
オ 内反足手術等	0
カ 食道切除再建術等	0
キ 同種死体腎移植術等	0

※ここに掲げる手術件数は、施設基準に定められたもののみを表示しており、当院で行われた全ての手術件数を表示するものではありません。